

### 3. 歳出決算の概要

#### (1) 歳出決算の概要

21年度の一般会計歳出決算のうち、増減が大きかった主な費目については以下の通りです。

- ①総務費：土地開発公社への短期貸付を廃止し、長期貸付に変更したことに伴う増などにより、前年度に比べ44億1,500万円(4.2%)の増となっています。
- ②市民活力推進費：定額給付金給付事業の実施に伴う増などにより、前年度に比べ579億8,600万円(142.4%)の増となっています。
- ③こども青少年費：保育所の新規開設に伴う保育所運営費の増などにより、前年度に比べ41億3,700万円(3.0%)の増となっています。
- ④健康福祉費：障害者自立支援法関連事業の給付費や生活保護費の増などにより、前年度に比べ176億9,800万円(7.7%)の増となっています。
- ⑤経済観光費：中小企業融資制度事業費における融資額の増などにより、前年度に比べ597億3,900万円(54.0%)の増となっています。
- ⑥道路費：国の経済対策補正に伴う国直轄事業負担金の増などにより、前年度に比べ50億600万円(7.5%)の増となっています。
- ⑦教育費：学校特別営繕費や学校用地費の増などにより、前年度に比べ106億4,000万円(13.4%)の増となっています。
- ⑧諸支出金：戸塚駅西口再開発の事業進ちょくに伴う市街地開発事業費会計繰出金や被保険者数の増に伴う後期高齢者医療事業費会計繰出金の増などにより、前年度に比べ100億6,600万円(5.5%)の増となっています。

#### ◇一般会計歳出費目別(款別)決算額の前年度対比

(単位：百万円)

款名	21年度決算①(構成比)	20年度決算②(構成比)	増減①-②	増減率
議会費	2,880 (0.2%)	2,979 (0.2%)	▲99	▲3.3%
総務費	109,516 (7.3%)	105,101 (7.8%)	4,415	4.2%
市民活力推進費	98,707 (6.6%)	40,721 (3.0%)	57,986	142.4%
こども青少年費	142,468 (9.5%)	138,331 (10.3%)	4,137	3.0%
健康福祉費	248,630 (16.5%)	230,932 (17.2%)	17,698	7.7%
環境創造費	44,601 (3.0%)	48,236 (3.6%)	▲3,635	▲7.5%
資源循環費	44,127 (2.9%)	46,206 (3.4%)	▲2,079	▲4.5%
経済観光費	170,314 (11.3%)	110,575 (8.2%)	59,739	54.0%
まちづくり調整費	21,304 (1.4%)	23,948 (1.8%)	▲2,644	▲11.0%
都市整備費	21,485 (1.4%)	22,636 (1.7%)	▲1,151	▲5.1%
道路費	71,661 (4.8%)	66,655 (5.0%)	5,006	7.5%
港湾費	25,268 (1.7%)	22,880 (1.7%)	2,388	10.4%
安全管理費	37,335 (2.5%)	37,751 (2.8%)	▲416	▲1.1%
教育費	89,918 (6.0%)	79,278 (5.9%)	10,640	13.4%
公債費	183,123 (12.2%)	186,251 (13.8%)	▲3,128	▲1.7%
諸支出金	192,752 (12.8%)	182,686 (13.6%)	10,066	5.5%
<b>歳出合計</b>	<b>1,504,090 (100.0%)</b>	<b>1,345,165 (100.0%)</b>	<b>158,925</b>	<b>11.8%</b>

## (2) 予算の執行状況

最終予算額 1 兆 5,709 億 2,500 万円に対し、歳出決算額は 1 兆 5,040 億 9,000 万円となり、**執行率は 95.7%**でした。予算と決算との差額 668 億 3,500 万円の内訳は、翌年度への繰越額 306 億 2,500 万円及び執行残額 362 億 1,100 万円となっています。

下記の表のとおり繰越額が例年より大きいのは、国の経済対策補正を活用して上乗せした公共事業費を翌年度に繰り越したことなどによるものです。また、執行残額が増加しているのは、国の経済対策補正にあわせて追加した**新型インフルエンザ対策事業などの利用が想定より少なかったこと、横浜企業経営支援財団 (IDEC) の貸付事業を見直したこと、**などに加え厳しい収支状況が見込まれたなか、**事務経費の執行を抑制したこと**などによるものです。

(単位:百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
最終予算額 (A)	1,329,877	1,346,741	1,369,554	1,451,009	1,570,925
歳出決算額 (B)	1,283,993	1,299,824	1,320,873	1,345,165	1,504,090
差 引 (A) - (B)	45,884	46,917	48,680	105,844	66,835
翌年度への繰越額	21,618	19,924	23,918	※ 81,836	30,625
執行残額	24,266	26,993	24,762	24,008	36,211
執行率(B/A)	96.5%	96.5%	96.4%	92.7%	<b>95.7%</b>

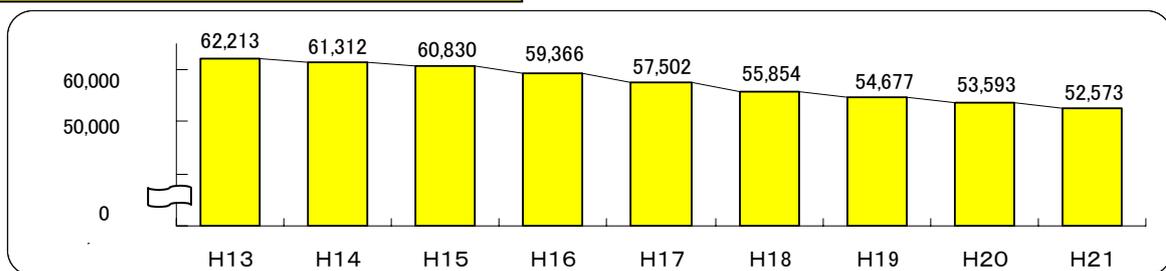
※20年度の繰越額には、定額給付金給付事業57,979百万円が含まれています。

## (3) 財政の健全性の確立に向けた取組状況

21 年度は、危機的な財政状況の中で、市民生活や市内経済を守るために、市債発行を増額することで必要な財源を確保しました。そのため、**一般会計の市債残高は増加**しています。

一方、特別会計と企業会計を含めた全会計市債残高と外郭団体の借入金については着実に縮減しています。その結果、**市全体の借入金残高は前年度と比べて 1,020 億円減の、5 兆 2,573 億円**となりました。

市全体の借入金残高の推移 (億円)



<本市全体の借入金の残高>

(単位:億円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
一般会計市債残高	24,103	23,918	23,825	23,738	<b>23,859</b>
特別会計市債残高	1,516	1,348	1,233	1,313	<b>1,457</b>
企業会計市債残高	22,992	22,548	22,161	21,448	<b>20,794</b>
全会計市債残高(A)	<b>48,611</b>	<b>47,814</b>	<b>47,218</b>	<b>46,499</b>	<b>46,110</b>
外郭団体の借入金(B)	8,891	8,040	7,459	7,093	<b>6,463</b>
市全体の借入金残高(A+B)	<b>57,502</b>	<b>55,854</b>	<b>54,677</b>	<b>53,593</b>	<b>52,573</b>

《参考》

財政の健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、各自治体は財政の健全性に関する比率（「健全化判断比率」及び「公営企業の資金不足比率」）を19年度決算から公表しています。

横浜市では、市民生活の利便性や地域経済の発展のため、人口急増期に急ピッチで都市生活を支える施設を建設したことなどにより、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」が他都市より高くなっています。そのような中で、一定の財政規律を維持した市政運営を続けていることで、21年度決算では20年度決算と比較して、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の数値は、いずれも改善される見込となっています。

今後、監査委員の審査を受け、その意見を付けて市会へ報告するとともに、公表します。

【21年度決算における健全化判断比率等の見込み】

※21年度決算値は精査中です。[ ]は20年度決算値です。

指標		説明	横浜市の比率 ※	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	①実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	— % [— %]	11.25%	20%
	②連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率	— % [— %]	16.25%	（経過措置） 40%
	③実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	19%程度 [20.2%]	25%	35%
	④将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	255%程度 [261.1%]	400%	
⑤ 資金不足比率 （公営企業ごと）	資金不足額の事業の規模に対する比率	該当会計なし — % [— %]	（経営健全化基準） 20%		

- 一般会計等・・・一般会計に母子寡婦福祉資金会計、勤労者福祉共済事業費会計、新墓園事業費会計など7会計を加えたもの
- 早期健全化基準・・・自治体の自主的な改善努力による財政健全化を図るため、①から④のうち、1つでも基準以上となった場合、財政健全化計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告
- 財政再生基準・・・国の関与による確実な再生を図るため、①から③のうち、1つでも基準以上となった場合、財政再生計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告
- 経営健全化基準・・・公営企業の自主的な改善努力による経営健全化を図るため、公営企業会計ごとに算定した資金不足比率が基準以上となった場合、経営健全化計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告



なお、地方財政健全化法上の資金不足比率の対象となる会計は、横浜市の場合、水道事業会計、高速鉄道事業会計、下水道事業会計、風力発電事業費会計など12会計